

※申請書類について

1 申請者

(1) 申請者は、用途廃止しようとする法定外公共物（以下「申請財産」という。）に隣接する土地の所有者又は借地権者とする。

(2) 申請者が売買契約又は借地契約による権利者である場合には、当該書類の写しを添付すること。

2 申請書は3部＋電子データを作成、送付し、次に掲げる書類をそれぞれ添付して提出すること。

3 添付書類の作成方法

(1) 位置図 縮尺1／2，500の都市計画図を使用するものとし、申請財産の位置を明示すること。

(2) 公図の写し。ただし、公図は、申請財産を中心になるべく広い範囲を転写したものに、次に掲げる事項を記入すること（市役所備付の図面・地元保有の古地図等は認めない。）。また、申請財産が字界にあたるときは、隣接する字の公図の写し及び合成図を添付すること。なお、申請財産及びその隣接地において、分筆等により地積測量図が法務局に備え付けられている場合は、その写しを添付すること。

ア 縮尺及び方位

イ 申請者の所有地又は開発区域（黄色で着色すること。）

ウ 申請財産（斜線等により表示すること。）

エ 道路は赤色、水路は青色で着色すること。

オ 字、地番、地目及び土地所有者名

カ 当該公図の所在する法務局名、転写年月日、転写者の氏名及び押印

(3) 現況平面図 縮尺は1／250から1／500程度とし、申請財産並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した図面に、里道敷きは赤、水路敷きは青で着色し、次に掲げる事項を記入すること。

ア 縮尺及び方位

イ 隣接地の地番、地目及び土地所有者名

ウ 法定道路、河川又は法定外公共物の名称

エ 申請財産の位置

オ 代替施設の寄附財産がある場合はその位置

カ 横断図面の横断線

キ 水路については、矢印で流水方向

ク 境界標の位置

ケ 現況写真の撮影方向及び位置

コ 作成者の資格、氏名及び押印

(4) 求積図 縮尺は現況平面図と同一のものとし、次に掲げる事項を記入すること。

ア 面積の計算は、座標求積法により、各公共用財産の用途別に小数点第2位まで求めるものとする。

イ 方位、縮尺及び所在

ウ 作成者の資格、氏名及び押印

- エ 申請者が複数の場合は、申請者ごとに求積すること。
- (5) 横断図 縮尺は1／50から1／100程度とし、地形に応じて必要な箇所について作成し、次に掲げる事項を記入すること。
- ア 字、地番、地目及び土地所有者名
- イ 申請財産と隣接土地との官民境界線
- ウ 代替施設の寄附財産がある場合には、その施設と隣接土地との境界線
- エ 作成者の資格、氏名及び押印
- (6) 利害関係人等の用途廃止同意書 同意書が必要な範囲は、次のとおりとする。
- ただし、利害関係人等の同意が得られない合理的な理由がある場合は、詳細な理由書の添付により、現地調査の結果において問題がなく存置する必要がないと市長が判断した場合は、これに代えることができる。
- ア 申請財産に隣接する全ての土地の所有者。ただし、その所有者が共有名義の場合には共有名義人全員とし、名義人が死亡している場合は相続人全員とする。
- イ 申請財産の所在する地元自治会長
- ウ 農業施設として使用されているときは、関係する農業組合長、水利組合長及び土地改良区等
- (7) 隣接土地所有者一覧表 申請財産に隣接する土地全てについて記載すること。
- (8) 登記事項証明書 申請財産が有地番のときには添付すること。ただし、代替施設を設置する土地（以下「代替地」という。）に隣接する土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該土地所有者の法定外公共物の付替えに関する同意書及び当該土地に係る登記事項証明書、代替地が付替申請者以外の所有である場合は、当該所有者の土地に係る登記事項証明書。付替申請者が代替地について権限を有することを証する書面（登記事項証明書又は土地売買契約書の写し等）。
- (9) 官民境界確定協議書の写し
- (10) 現況写真 用途廃止の申請部分を斜線（赤色）で明示すること。
- (11) 代替施設の構造図及び利用計画平面図 代替施設を設置するときに添付すること。
- (12) 委任状（代理人により申請する場合）
- (13) 耕作者証明書 用途廃止する財産が農地として地目設定され農地として利用される場合は、農地法（昭和27年法律第229号）が適用され農地法第3条の許可が必要になるので添付すること。
- (14) その他市長が必要と認める書類
- 4 前項の書類のうち、現況平面図・横断面図及び地積測量図については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に基づく土地家屋調査士又は測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士若しくは測量士補が作成したものとする。
- 5 公図と求積図に甚だしい相違がある場合は、公図訂正後に申請するものとする。
- 6 同一の法定外公共物を2名以上の者が、それぞれ自己所有地に隣接する部分の用途廃止を希望する場合は、申請書は別々に作成せず連名で一括して申請することができる。